

# 經濟論叢

第121卷 第6号

- 
- The Oriental Bank Corporation, 1851-84年(中)  
.....本 山 美 彦 1
- ゴエルロ計画の作成経過と電化構想 .....中 江 幸 雄 23
- 発達した資本主義国における出生力低下と  
その社会経済的要因について .....小 川 和 憲 41
- ドイツ電機工業大経営における職員層の位置に  
ついて .....今 久 保 幸 生 64
- 

昭和53年6月

京都大學經濟學會

# The Oriental Bank Corporation, 1851-84 年(中)

—世界市場創設期におけるアジアの為替と信用—

本 山 美 彦

## も く じ

- I ロンドンからの金融
- II 地域的通貨圏への理路
- III 新たな媒介環＝植民地銀行……以上(上)
- IV 突破口としてのセイロン
- V ルビー調達の手段……以上(中)
- VI the Oriental Bank Corporation のバランス・シート
- VII 支払い停止……以上(下)

## IV 突破口としてのセイロン

貿易の独占権を喪失した東インド会社は、自己の最後の既得権でもあり、最大の利潤の源泉でもあった本国費 (Home Charges) の送金手段 (=会社手形、荷為替金融による為替業務) だけは手放そうとしなかった。このために、イギリス系植民地銀行の設立がインドでは大幅に遅れた。この間の事情については、多くの論者が明らかにしていることでもあり、ここではその記述を省略するが、しかし、東インド会社系インド管区銀行による反対声明は、金融上の覇権がおびやかされる不安を率直に表現している。1836年の the Bank of India, および 1841年の the Bank of Asia の設立趣意書を批判した東インド会社系管区銀行である the Bengal Bank の理事会の反対声明もその1つである。

「ロンドンに理事会をおき、インド全管区と中国を対象とする包括的な銀行を設立して東インド会社の送金業務にとって代わりとうとする計画は、大ブリテンの既存の過剰資本の有利な投資先を見出したい、という欲求に基いたもので

あると思える。この種の銀行によって、イングランド、インド、中国間の為替はより安定するであろうし、その措置によって投資家だけではなく、東インド会社およびインド政府が送金業務を遂行する便宜が増大するであろう、ということが喧伝されているのであるが……」(India Board's Collections, Vol. 1700, 68490 (a), 1837-8; Baster, *The Imperial Banks*, 1929, p. 92 より引用)。

その他には、既存の政府系銀行が東インド会社べったりであるとのあらぬ非難していること、とか、「送金業務の乗っ取りでしかない自らの手形発行のくろみ」(Fullarton の発言)とか、イギリスから遠く離れ、通信も困難なインドのような地で大量の発券を行なうことは危険極まりない」(Prinsep; Minute of 7/8/1841)、とかの種々の管区銀行側からの非難が提出されていたが、その基調に一貫して流れていた主張は、従来の金融組織のままで充分である、という認識であった。それまで、インドにおいては、すでに巨大な Agency House が事実上の銀行業務を遂行しており、東インド会社の本国費送金を基軸とするインド—中国—イギリスの多角的決済網が会社手形の介在によってまがりなりにも成立していたので<sup>1)</sup>、他の植民地ほどには植民地銀行の設立による本国資本の導入を求める声は大きくはなく、植民地銀行の進入については、それが、現地資本=金融機関(東インド会社を含む)の既得権を侵害するものとしてしか映らなかったであろうし、管区銀行側のこの面における訴えも本国政府に対してかなりの説得力をもっていたようである。the Bank of Bengal の理事会もこの点をとくに強調していた。

「われわれは、もし危険でなければ、あるいはわれわれに付与された Charter による制限に違反しないかぎり、どのような新しい方針が提起されることになろうとも、それに対応する準備は常にできている。……われわれはずでに

1) いわゆるインド—中国—イギリスをめぐる三角貿易と決済機構の発展につれて、東インド会社と広東私商人、India House との癒着・離反が進行していくさまについては、拙著『世界経済論—複合性理解の試み』、第4版、同文館1978年、第5章「地域の多角決済から世界的多角決済への発展の論理」、参照。Fullarton, Prinsep の発言については、A. S. J. Baster, *The Imperial Banks*, 1929, pp. 72-3, より引用。

東インド会社参事総督 (Governor-General in Council) に対して、政府がわれわれに国内の銀行業務を拡大すべくわれわれの力を貸して欲しいと指示してくれるなら、われわれにはそのように行動する用意はできていると以前にも伝えてある」 (India Board's Collections, *op. cit.*)。

「たとえ、新しい資本が増加されるべきだとの方針が出されたとしても、この管区の人々がその手段をもち、その増加分をつくりたいとの欲求を充たしうるとわれわれは信じている。したがって、インドの経済と通商とを助けるためにイングランドの資本を導入したいという欲求がいかに強くとも、この種の銀行の支店活動がとくに希求されている、とはわれわれには思えないのである」 (*ibid.*)。

しかし、このような会社側の強気の発言も、インドの半ば土着化していた大商社 = Agency House との強い連携関係の存在を背景としたものであったのに、後年、肝心のこの連携が崩れてしまう。中国との貿易の増大につれて巨大化した広東私商社 (= Agency House) の需要に必要なだけの量の会社手形を東インド会社が提示できなくなって、両者の角逐は激化し、Agency House が会社攻撃の盟友として植民地銀行と共同戦線を張りはじめたからである。1840年の the Bank of Asia の設立発起人にマセソン商会の William Jardine が加わったことは、この間の経緯を物語るものである。東インド会社自体が地域的限定的金融の統一性から、よりグローバルな統一性への再編過程の中で没落していったことをこれは意味している。

いずれにせよ、インドへの侵入に成功した最初の Royal Chartered 銀行は、セイロンに拠点をおいていた the Oriental Bank Corporation であった。これはセイロンの最初の Royal Chartered 銀行であった the Bank of Ceylon の Charter を継承したものである。the Bank of Ceylon は 1841年にコロomboに設立され、資本金25万 l. のほとんどはセイロン貿易に携わるロンドン商社よりの出資金から成り立っていた。もちろん、Charter の認可にあたっては、発券および送金業務の権利を与えられはしたが、活動地域は東インド会社の

行政地域外に限定されていた。設立趣意書（署名者、Oliver Farrer, T. A. Hankey, J. A. Hankey）によれば、コーヒー栽培の拡大に伴う貿易の急増にもかかわらず、公的にも私的にもこの地の経済に適合する金融機関が全く存在していないので、「証券担保の融資、与信、預金、発券、等々の金融取り引きにまつわる一連の銀行業務を遂行するべく、Royal Charter の付与を請願する」というものであった（Public Record Office, T. 1, 3478）。しかし、この the Bank of Ceylon は、コーヒー恐慌に巻き込まれ、1849年には6万l. の損失を出して経営困難に陥り、同年、インドで Royal Charter なしに活動していた the Oriental Bank に吸収されてしまう。この the Oriental Bank は、1842年にボンベイで設立された共同出資銀行 the Bank of Western Indian がロンドンに本店を移した1845年に名称変更したものである。もともと、この銀行は、インド管区銀行の the Bank of Bombay が東インド会社による Charter 事項から除外されていた外国為替、その他の銀行業務を遂行する目的で強引に設立されたものであり（したがって、これまでの通例であった東インド会社の Charter すら受けていない）、コロンボ、カルカッタ、香港、シンガポールに支店網をめぐらせていた。この銀行が the Bank of Ceylon の吸収に積極的だったのは、その Royal Charter を継承したかったからに他ならない。そして1851年、思惑どおり、その継承に成功することになる（以上は、Baster, *op. cit.*, pp. 103-5, の記述に負う）。

この Charter によって、支店の発券業務（ロンドン本店では禁止）、為替、預金、送金業務および代理店の設置という通常の銀行業務の他に、資本金60万 l. に対するいわゆる ‘double liability’ の有限責任の特権条項が認められた（Baster, *op. cit.*, p. 105）。しかし、奇妙なことに、東インド会社の管轄外のセイロンで付与された Charter をもつ銀行を吸収しながら、本来この Charter で除外されていたインドをも含む喜望峯以東の全地域での営業に対する Charter を得てしまう、というトリックにインド政府と東インド会社は気付かなかつた。しかも、1852年1月にカルカッタに代理店を増設する通告をするさいに、この

営業地域を明記した Charter の写しが東インド会社に送付されたにもかかわらず、会社理事会側は、「この急送便については何ら問題とするべき個所もない。ただ、追って本件について言及したいと思うが」(*India and Bengal Dispatches*, Vol. LXXXI, pp. 693-4; Baster, *op. cit.*, pp. 105-6 より引用)、という手抜きりだったのである。事態の重大性について会社側は、同種の Charter 申請して係争中だった the Chartered Bank of India, Australia and China と the Chartered Bank of Asia (のちの the Mercantile Bank of India) の発起人から事実の指摘を受けてはじめて気付くありさまであった。ひとたび既成事実がつくり出されてしまえば、特定の銀行にのみ有限責任の優遇措置を講ずることは望ましくない、という本国側の主張を受け容れざるをえず、会社側の痛恨のミスは植民地銀行に対する抵抗の根拠をすべて喪失さるることになった。しかし、ミスの真の理由がどこにあったにせよ、すでに会社側は本国世論から孤立していたことをこの一件は示すものであったろう。

その後、the Oriental Bank Corporation はモーリシャス、南アフリカ、メルボルン、シドニー、中国、香港、海峽植民地へと、支店および代理店網をのばしていった。多くの植民地銀行と同じく、この銀行もスコットランド・モデルを踏襲しており、預金は主としてスコットランドから受け入れていたが、預金利率はスコットランドの現地銀行より通常の場合、年率2~3½%が高かったという(Baster, *ibid.*, p. 106)。株式配当も年12%の高率であり(これは管区銀行の the Bank of Bengal と同率)、このため株価は平均して額面より50%高かった (*ibid.*)。

ちょうど、1850年初頭のインドは、銀行業務の空白期であった。1847年の世界市場恐慌に遭遇して、次第に亀裂が目立ちはじめたとは言えなお東インド会社との連携のもとにインドの銀行・為替業務において巨大な役割を担っていた Agency House がこの年相継いで倒産したうえに、貿易の停滞に伴ないうま味のなくなった荷為替融資を1851年に東インド会社が廃止してしまったからである。この会社による荷為替融資とは、インドの貿易商のロンドン宛輸出品を

担保とする荷為替を東インド会社が買い取って、ロンドン市場で販売し、その収益で Home Charges (本国費) の支払いに充当する、というシステムであったが、輸出品価格の暴落、およびインドの対イギリス輸出額の相対的停滞とともに会社側が損失を招くようになったために廃止されたものである<sup>2)</sup>。しかし、これまで年間平均200万 l. という巨額に達していたこの荷為替買い取り業務の廃止は、インドの貿易商人に深刻な打撃を与えたであろうし、アジアにおける高金利と為替業務の空白というこの時期だからこそ、the Chartered Bank of India, Anstralia and China の最初の発起人であり、入閣のためにそのメンバーからはずれることになった James Wilson の政治的影響力が効果的に発揮されたのであろう<sup>3)</sup>。

当時、有限責任という原則は植民地銀行を設立して、イギリスの資金を調達するさいの切り札であった。この原則の明示によってはじめて本国の過剰な資本を植民地に流すメカニズムは成立できたからである。Wilson たちの表現を借りれば、

(われわれは)「インド、オーストラリア、そして喜望峰以東の他のイギリス植民地、および中国や東方の諸島において銀行業務を遂行するためにロンドンに銀行を設立したく願っている。……しかし、有限責任という原則なしには

2) J. W. MacLellan, 'Banking in India and China,' *the Bankers' Magazine*, Vol. LV, 1893, p. 56, および, A. S. J. Baster, 'The Origins of the British Exchange Banks in China,' *Supplement to Economic Journal; Economic History*, Vol. III, No. 1, 1934, pp. 141-51, 参照。当時、インドの為替率が東インド会社によって操作されていたことに対するイギリス本国の工業家の不満は強く、the Oriental Bank Corporation への Charter 付与はこの不満を慰撫するためであった。この点の指摘については、Compton Mackenzie, *Realms of Silver, One hundred years of banking in the East*, Routledge & Kogan Paul, 1954, pp. 9-10, 参照。

3) 1852年10月9日に Wilson は the Bank of India, Anstralia and China の設立発起人に名を連ねたが、1853年に Lord Aberdeen が組閣するとともに、Wilson は入閣し、Financial Secretary to the Treasury に任命されて、the Bank of India の設立メンバーを辞任した。Secretary の席には1858年までついていた。1859年6月には the Board of Trade の副長官、すぐその直後新設されたインド参事会の財政担当官 (Finance Member of the newly-constituted Viceroy of India's Council) としてインドに赴任。その年8月カルカッタで死去している。多くの植民地銀行家と同じく、彼もスコットランド人であった。C. Mackenzie, *op. cit.*, pp. 11-12, 参照。

必要な資本を調達することは不可能である、とわれわれは信じる」(the Chartered Bank of India, Australia and China の設立趣意書 ; Baster, *ibid.*, p. 107より引用)。

この有限責任原則は、Royal Charter の付与という形式で認可されるものであって、本国ではイングランド銀行以外には認められていなかった。このため、有限責任という特権をもつ植民地銀行が本国で通常の銀行活動を営むことは本国の他の株式銀行の地位を危うくする、との判断から、植民地銀行の本国における活動は預金業務にのみ限定されていた。この点については既述の通りである。

さて、セイロンで発券業務を営む銀行は、the Oriental Bank Corporation の他に Chartered Mercantile Bank of India, London and China があつた。

これは、もともと100万l. の名目資本額で the Chartered Bank of India, Australia and China と同時に Charter を申請していた(1853年) the Chartered Bank of Asia を母体とした銀行である。この the Chartered Bank of Asia がボンベイの共同出資銀行 the Mercantile Bank of India, London and China と合併し(この銀行は1854年にコロンボに支店を開設していた)、いったん株式を清算したあと新たに1859年に Charter を付与され、銀行名も上記のものに改称したものである。セイロンにおける銀行券は、the Oriental Bank Corporation と the Chartered Mercantile Bank の2行に占有されていたが、前者が後者のほぼ3倍の発券量をもっていたという<sup>4)</sup>。

いずれにせよ、1856—84年はセイロンにおける銀行券の専一的支配の時代であるが、この期におけるセイロンの通貨は、銀行券、預金通貨(小切手、手形等)、インド・ルピーとその補完物、の3種しかない、という単純なものに整理されるようになっていた。個人による正貨の輸出入を度外視すれば、国内の

4) H. A. de S. Gunasekera, *From Dependent Currency to Central Banking in Ceylon, an analysis of monetary experience 1825-1957*, G. Bell and Sons LTD, 1962, pp. 25, 39, 41, 参照。



通貨供給は、銀行がセイロン内でどのような資産を選択するか、という事情にのみ左右されていたことをこれは意味している。銀行の資産が増えれば、当然、手形割り引き、融資等の行動を通じて銀行券が増発されるし、したがってまた、預金通貨も増大することになる。逆は逆である。そして、セイロンのような輸出経済の地においては、資産とはもっぱらスターリング手形であり、プランテーションに対する短期の信用供与のことであったので、通貨供給量はもっぱら輸出動向の如何にかかわっていたことになる。輸出が増大すればスターリング手形の買い取りによる銀行券の増発、さらにこの信用供与による国内需用の増大が輸入を増やし、輸入代金融資による通貨供給が増大する、という循環が銀行の資産選択の反映として進行するのが通常の状態であった<sup>5)</sup>。セイロンというローカルな経済にのみ依拠するものではなく、アジア全域を含む広大な経済を支配していた（点支配の網の目にすぎないにせよ）大植民地銀行にしてはじめてこの通貨供給が可能となったことは、世界市場を最大の与件として整備されたアジアの金融制度の宿命的帰結であったことの証左である。「喜望峰以東」の広大な地域を営業エリアに組み込んでいた the Oriental Bank Corporation はいうに及ばず、the Chartered Mercantile Bank も、インド、中国、モーリシャス、海峽植民地、セイロンと支店網を張りめぐらしていた。この営業エリ

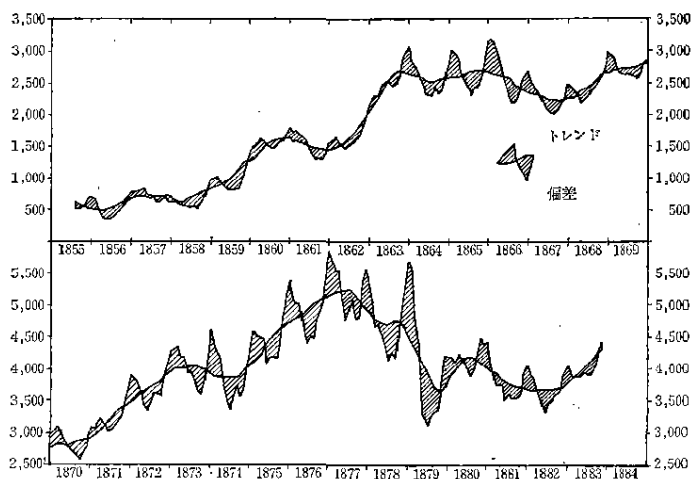
5) CO 54/248: G 86 of 1 May 1848—Despatch No. 87 dated 1 May 1848 from the Governor of Ceylon to the Secretary of State for the Colonies contained in volume 248 of the Catalogue Number 54 series of the Public Record Office—では the Oriental Bank (the Oriental Bank Corporation の前身) の1848年3月1日時点での投資配分が明きらかにされている。総預金額は280,455 l., 資本金9000,000 l. のうち100,000 l. の額がセイロンに投資されていた。投資の内訳は、42,000 l. が為替手形に、55,000 l. が貸し付けであった、という。因みに当時のセイロンにおける Oriental Bank notes の発行残高は1,800 l. にすぎなかった。Gunasekera, *op. cit.*, p. 27, より引用。この同じ despatch でセイロン総督 Torrington は次のように書いている。「(銀行の設立が) これまで大いに政府を悩ませてきた出費を政府に強いことなしに正貨を導入してくれて、為替取り引きを促進してくれている。これまででは、貨幣取り引きを律する何らかの妥当な権威ある組織が欠如していたために、不定期で、不確実で、しかも莫大な出費を余儀なくされていたのである。」「the Oriental Bank は商業界のみならず、多数のヨーロッパ人居住者に対しても多くの利益をもたらしてくれているのである。しかし、このような植民地銀行のメリットが本国政府に認められるのは、本文中述べたごとく、James Wilson が Treasury の中核的地位につくまで待たねばならなかった。

アの拡大のみが、貿易の拡大と通貨の安定とを相乗的にもたらす主たる武器であった。

輸出経済の特性から、セイロンの通貨量は季節的変動と世界市場の景気循環にもっとも強く規定されたことはもちろんである。国内のコーヒー栽培の繁期の11月—1月と閑期の5月—7月との通貨供給は、極端に対照的であるし、イギリスの景気変動ともほぼ照応していた点については図3・1が表現している。植民地銀行券の支配していた時代だからこそ、経済活動とは、そのまま輸出向

図3・1 1855—83年の銀行券流通

(単位、千ルピー)



(注) 1871年までは1ルピー=2s. に換算。以降、当時の相場。

(出所) Gunasckera, *op. cit.*, p. 50, より転載。

けプランテーション経済のこととなり、それゆえ、通貨供給量の決定因を貿易動向のみが与えたと言えるのである。まさに、「経済活動の必要に応じて」紙幣発行がなされるべきだとする銀行学派の主題通りに、セイロンにおける(政府紙幣に切り換えられたインドとモーリシャス以外の植民地はすべて同様)通貨供給システムは作動させられたのである。ただ、究極の決定因はセイロンの

輸出動向であったが、複数の広大な地域にまたがって営業する植民地銀行の行動形態の特性から、事態は必ずしも常に単純に進行したわけではなかった。銀行のテリトリーを包含するグローバルな計画を遂行するためには、時として特定地域の事情が無視されたからである。たとえば、1866年の the Overland Gurney 商会の経営危機を引き金とする本国の信用恐慌時には、セイロンの生産・貿易事情とは無関係にセイロン経済は深刻な通貨不足に陥ったし<sup>6)</sup>、1877年の the City of Glasgow Bank の倒産時には the Oriental Bank Corporation のセイロンにおける信用供与がほとんどストップされたりしたのはその典型例である。とくに後者の場合、the Oriental Bank Corporation は the City of Glasgow Bank の裏書き手形を11,000l. も保有していたあおりを食ったものである (*Annual Report of the Oriental Bank Corporation for 1877; the Bankers' Magazine*, Vol. XXXVIII, 1878, p. 967)。しかし、セイロンの国際収支の黒字→正貨流入→通貨供給増大、逆は逆、といった古典派的学説に単純には照応しなかったまでも、世界市場に直結した植民地銀行が外国為替業務を主要な業務にしていたことから、世界的規模における貿易動向、それに直結したプランテーションの生産動向に、セイロンの通貨供給はほぼ照応していたと見なしてもよいであろう。もちろん、プランテーション以外の土着経済の活動もあるにはあったが、これら小農の必要通貨は、既述の Chettiers によって供給され、それも極めて狭い流通領域に限定されていたのである (Chettiers はその後、南インドの内陸部と植民地銀行とを結ぶパイプとなる)。

## V ルピー調達的手段

おそらく、イギリスで資本調達をし、その資本のすべてを植民地の通貨秩序

6) アメリカ南北戦争の終結後、インド棉花ブームの急速な落ち込みを契機としたものであった。ブーム時には植民地銀行が新規に増設されるか、巨額の増資に踏み切った。異常な投資ブームも、1866年4月の棉花大暴落とともに終息し、アジアの植民地銀行と大規模な取り引きをしていた Overland, Gurney & Co. は500万l. の負債を残して倒産したのである。C. Mackenzie, *op. cit.*, p. 33, 参照。

の維持に投入していた植民地銀行の活動なしには、植民地における生産の組織化の順調な拡大はありえなかったであろう。しかし、アジアで調達した資金ではなく、ロンドンから取り寄せた資金でアジアの貿易を営むことは、短期的な安定を実現しつつも、将来の破局をたぐり寄せる行為のことに他ならなかったのである。少なくとも、19世紀初頭のインドや中国においては、Agency House の危険負担によって（それを支える巨額の利益がアヘン貿易にあった、という事情は無視してはならないが）私的生産的資本は思い切った業務の拡大に踏みきることができたし、銀の調達と銀による金融も享受できていた。しかし、19世紀半ばに入り、さしもの巨大な Agency House も倒産してからは、資本の活動の空白期がしばらく続いた。その後のイギリス資本の自由な活動を保証するあらゆる舞台は植民地銀行によって設定されたと言っても過言ではないが、初期の安定から後期の破局に移行する必然性は、この銀行の資金調達システムそのものの中に内包されていたのである。さて、1855年から1880年にかけてのセイロンはコーヒー・ブームに湧いた。この間、プランテーションの面積は3倍に（85,600エーカーから250,000エーカーに）、輸出額も4倍に（1,125,300 l. から4,506,900 l. に）激増した。1867年にはコロンボカンディ間に鉄道が施設され、1873年にはナワラピティヤ、1880年にはナヌ・オヤへと延長されている。（Gunasekera, *op. cit.*, pp. 38-9, 参照）このような実体経済の拡大は、当然旺盛な資金需要を生み、銀行の活動舞台が大幅に拡大することになった。セイロンでは the Asiatic Banking Corporation（1865年にコロンボ支店開設、すぐ撤退）をはじめ、いくつかの銀行が進出しては撤退する歴史を繰り返してきたが、恒常的に定着しえたのは、the Oriental Bank Corporation と Chartered Mercantile Bank of India, London and China, の2つの勅許銀行と、Charter をもたない the Bank of Madras（1867年にコロンボ支店開設）の3行であった。後者は発券業務および対インド以外の外国為替の取り扱いを禁止されていたが、インド通貨圏に属するセイロンの特殊事情から重大な役割を担うようになる。とくに後年のカレンシィ・ボード・システムの成立に伴い、セ

イロンの通貨・貿易事情に中核的位置を占めるようになるが、この点については稿を改めて論じることにする。

勅許銀行の営業内容については通常の預金業務の他には次のものが主要なものであった。

(A)為替業務（正貨および外国為替の取り扱いは許されていたが、直接外国貿易取り引きは禁止されていた）。

(i)輸出生産物に対して振り出された為替手形の割り引き。

(ii)自己および他銀行宛の支払指図手形の発行。

(iii)信用状の発行。

(B)融資（不動産および生産過程にある生産物担保の融資は禁止されていた）。

(i)6か月を超えない短期間の現金融資。ただし、通常は4か月程度。この場合の担保品は、(a)火災保険つきの腐らない品物、(b)生命保険証書、(c)保証書つきの荷為替、(d)期限2か月以内、2名連署の約束手形で優良な商取り引きを表すもの。

(ii)セイロン払いの個人手形および約束手形の割り引き。この手形には互いに連帯していない信用ある最低2名の裏書きが必要。多額の預金をしている人なら1人でもよい（以上は Gunasekera, *op. cit.*, p. 42, 参照）。

セイロンにおける銀行の活動は、the Bank of Ceylon の倒産の苦い経験に懲りて<sup>7)</sup>、極端なほどの安全性を追求したものであった。その姿勢は1855年から1872年までほとんど変わることにはなかった。この安全性を象徴する最大の特徴は、すべての業務が短期的である、という点にある。為替手形のユーザンスは6か月を超えることはなかったし、現金貸付けも同様であった。約束手形に至ってはほとんどが4か月以内であった。第2の特徴は、業務のウエイトが著

7) 1845-47年におけるイギリスの商業恐慌のあおりをくって、セイロン・コーヒーの価格は、1844年の 68s. per cwt. から1847年には 43s. per cwt. に暴落した。the Bank of Ceylon は収獲物を担保に多額の前貸しを行っていたことから、68,000 l. の損失を計上した。これは資本金の取り崩しで穴埋めしている。Charter 条項では、この種の融資は禁止されていた。これは当時“Block Debt”と呼ばれ、銀行倒産の主たる要因であった。‘Banks in our Colonies,’ *the Economist*, 21 Oct. 1843, 参照。

く外国貿易関係に傾斜していたことである。外国為替とか、信用状とかいった外国貿易に直接に関連する業務はもちろん、Charterの条項にある「腐らない品物」というとき、その意味するところのものは船積み前の輸出産物であったし、「優良な商取り引き」というとき、セイロン経済の構造から言って、それは当然輸出入取り引きのことを意味していたのである。

銀行の営業活動が短期的なものに傾斜していたのは、Charter条項でそのように規制されていたからだけではない。コール・ローン市場とか割引市場、および「最後の貸し手」(lender of last resort)などの金融面の制度的条件が完全に欠如していたアジアの地においては止むをえぬことであっただろう。他方、外国為替業務に傾斜していたことも、世界市場に直結した生産の組織化からしか商品経済の急進展はありえなかったアジアの構造上の反映であり、この業務がもっとも危険性が少なく、もっとも利益の多い分野であったからに他ならない。そして、このような安全性を追求しながらも、後述のように銀価下落により簡単に破局を迎えた、という事実の問題の基本的重要性をわれわれは読みとるのである。

セイロンを含めたアジアの生産の順調な伸びは、取り引き通貨需要の増大を意味していたが、この通貨需要に銀行は完全に自己の信用で対処できたわけではない。銀行券、小切手使用の習慣は、いまだ地金使用に代位できるほど充分には根づいていなかったからである。このことは、生産の拡大につれて正貨(とくに銀)の継続輸入の必要性がなお重く植民地銀行の背にのしかかっていたことを意味している。しかし、問題を重要なものにしていったのはこの種の一般性ではない。恒常的な対ヨーロッパ貿易収支黒字と、これまた恒常的な対インド貿易収支赤字を計上するセイロンのような栽培植民地に活動の拠点を置くことからもたらされる困難性、すなわち、スターリングをルピーに転換し、さらに株式の配当をスターリング建てで支払うという煩雑な手続きを、金銀比価の変動のもとでいかに確実に、有利に実現するかのものである。困難性、に対処することが植民地銀行の最重要の課題であった。

当時のアジア—ヨーロッパ間の貿易はほとんどロンドン宛手形で金融されてはいたものの、手形のスターリング建ては決してルピー等の現地通貨の準備を排除するものではない。在インドの輸出商が振り出したロンドン宛手形を植民地銀行が購入するときは、インドの現地支店にルピー準備をもたねばならないし、逆にイギリス人がインドに輸出した商品を担保とした輸出荷為替をロンドンで購入するか、在インド輸入商にロンドン宛送金手段を売りつけるとき（たとえば、自行宛手形の発行）には、ロンドンにスターリング準備をもたねばならない。当然、銀行行動を律するものは、スターリングとルピーそれぞれの通貨について、売りもち、買いもちの差を大きくしないようにするカウンター・アクトであるが、たとえそれぞれのバランスがとれていたとしても、両通貨の使用必要量は貿易取引量が増大するにつれて、比例的に増大しなければならなくなる。

ところが、現地通貨のルピー預金を活動の母体とするのではなく、預金と資本金のほとんどすべてがスターリングで払い込まれていたうえに、アジア全域において対ヨーロッパ貿易収支が黒字であったことから、アジアの植民地銀行は常にスターリングの買いもちの状態にあった。それだけではない。アジア内部における収支構造も、銀行手持ちのルピー不足を深刻化させていた。インド以外のアジアの地域の対インド収支が大幅に赤字であったからである。いきおい、アジアの植民地銀行は手持ちのスターリング債権をルピーに転換する操作を最重要の課題としなければならなかった。

この操作は、いくつかの方法で遂行されたが、もっとも単純な方法は、セイロンにおける植民地銀行研究の先駆者 Andree のいう a wheel of exchange とされるものであった<sup>8)</sup>。すなわち、銀行が購入したスターリング手形は再割り引きされるためにロンドンに郵送される。そこで得たスターリング貨で銀地金が購入され、それをインドの鑄造所に輸送してルピー貨に鑄造される。こ

8) H. D. Andree, *The Progress of Banking in Ceylon*, dated April 1864 in *Ferguson's Ceylon Directory and Handbook 1876-78*, pp. 85-93.

のルピー貨がたとえばセイロンに積送されるのである。しかし、この方法によれば、ルピー銀貨を調達するのに最低2か月間も要し、銀行の資金回転を遅くさせ、銀行の利潤の減少要因となってしまう。しかもそのさい、初発の輸出商振り出しのスターリング手形買い取りの割引率が、ロンドン金融市場の利率よりも、2か月間の資金固定の金利および船賃・保険を合計したものを上廻るだけ高いものでなければならぬことは言うまでもない。が、銀行間の競争の激化はこの操作のマージンの維持を次第に困難なものにさせていた。当然、このような原始的な方法は、銀行間の競争が激しくなるにつれて他の方法に取って替わられる運命にあった<sup>9)</sup>。

電信の開設と蒸気船の周航が定着すると、為替手形の売買はほとんど同時に、多様な地域で遂行されることになる。この方法は、Andree によって simultaneous operations と名付けられたものである。スターリング手形をオーストラリアにある銀行の取引店に売却することができるようになって、この操作は可能になった。オーストラリアでは金鉱発見以降スターリング手形が強く求められるようになっていたが、これは、スターリングに対してオーストラリア・ソヴリンにかなりのプレミアがついていたからである。オーストラリアの商人はスターリングとの交換を歓迎していた (Chalmers, *op. cit.*, pp. 28-9, 参照)。スターリング手形と交換されたオーストラリアの金は直接インドに持ち込まれ、そこでルピーと交換された<sup>10)</sup>。条件が整えば (ルピー相場が下がれば)、再割

9) 割引率だけでなく、ルピーの対スターリング相場が如何によっても、この方法は有利でなくなる。事実、1863年12月にルピー相場が 2s. 3d. に高騰したとき、スターリング債権は対ルピーに10%もディスカウントされたので、ロンドンでの銀地金調達コストが大幅に上昇してしまった。その後、この the wheel of exchange の方法はルピーの相場が大幅に下落したときのみに採られたにすぎなかった。Gunasekera, *op. cit.*, p. 44, 参照。

10) この種の操作が大規模に行なわれた結果、インドにおける金の銀価値は低下することになった。インドにおける金貨流通を求める声はこの金価値下落を基本に置くものであった (地金に比して、金貨が過高評価されることを意味する)。したがって、1864年の政府布告、1866年のカルカッタ商議所の提案、1868年の政府布告、等の金貨流通案を、銀下落後の金銀複本位ないしは金本位を希求するインド側の要望とは質を異にしたものであることに注意が向けられねばならない。House of Commons Papers, No. 148 of 1866. および Chalmers, *op. cit.*, pp. 343-5, 参照。



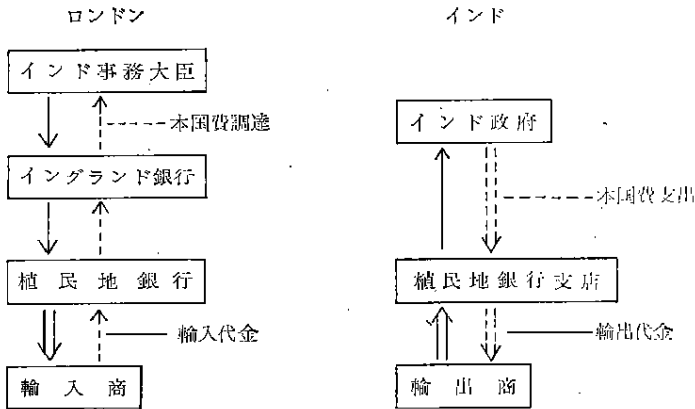
り引きにロンドンへ郵送中のスターリング手形を急遽カルカッタで電信売りしてルピーを調達することもあった。航路の時間的短縮と電信為替の発達で為替手形の売買に機動性がもたらされたことにより銀調達は比較的容易になったのであるが、しかし、このような方法ですら最低2週間は要したのであった。

より機動性に富み、より豊富なルピーを調達する方法は、他ならぬインド政府が提供することになった。インド省手形をロンドンで適宜購入する方法がそれである。これはまた、直物の為替手形のカバーを先物でとる、という資本主義国で通常採られている銀行行動の比重をルピー通貨圏で活動する植民地銀行に関しては軽減させる役割を演ずるものではあった。Council bills とよばれるこのインド省手形は、1862年に正式にスタートしている<sup>11)</sup>。インド省手形はインド政府の在ロンドン資金（イングランド銀行預金）を引き当てに振り出すインド宛ルピー払いの送金為替手形である。インド大臣はこれをロンドンで売り出し、その手取金でインド政府の本国費としてイギリスで支出した。手形の買い手はインドに送金を要するイギリスその他の輸入商であって、インドの輸出商がこの手形によってインド政府からルピーで輸出代金を回収するという仕組みであった。すなわち、この制度によって、本国費の調達（インド政府の対イギリス送金）と貿易の決済（イギリス輸入商の対インド送金）とが一度にはたされたわけである。したがって、ケインズの指摘にもあるように、インド政府は最大の外国為替取扱業者であり、他の政府が銀行に委託するこの種の業務を自ら営んでいたのである（『全集・第一巻』、77ページ）。インド政府がロンドンに送金しなければならない額は19世紀後半では最低1,000万l.であったが、この額に相当するルピーが租税等による収入の中からインド国庫に蓄積され、この額のイギリスへの送金は、カルカッタでルピーに現金化できるインド省手形

11) ケインズは「いわゆるインド省手形による送金はインドの制度に特有のものであって、私の知るかぎりそれに相当するものは他のどこにも存在しない。インド省手形は、1つにはインド政府がある貿易会社の後継者であるという歴史的な事情と、1つにはインド政府がイギリスに極めて多額の送金を毎年行わねばならなかったことに起因するものである」（邦訳『ケインズ全集・第1巻・インドの通貨と金融』、東洋経済新報社、72ページ）。

のロンドンにおける発売によって可能となる、というメカニズムが本国費支払いの基本形であった。そしてこの制度こそ、アジアの信用網の支柱となったものである。が、これは、インドの出超構造と、イギリスがインドの財政を直接支配できる、という条件のうえに成立していたことは言うまでもない。言い換えれば、アジアにおける貿易金融がやっと安定的になりえたのは、他ならぬインドという巨大な経済圏の生産・財政・貿易に対するイギリスによる直接の権力的支配によるものである。しかしこのことは他方において、本国費支払いの強制力、インドの出超構造の固定化という条件の1つでも喪失すれば、アジアの信用網が崩壊してしまうことを意味していたのである。いずれにせよ、インドを除くアジア各地の国内金融と貿易金融は植民地銀行の活動を媒介として、このインド省手形のメカニズムに全面的に依拠するものであった、と言っても過言ではない。説明の便宜上、上記ではインド省手形の購入をイギリスの輸入商が行なうとしたが、実際には、これまたケインズの指摘にもあるように、「インド大臣が為替を売る方法は全部為替銀行その他の金融機関との取り引きだけとなるのであって、一般貿易業者と直接取り引きするのではない。インド大臣は実質的にはインド宛手形の供給の根源である。銀行はいかなる個人手形が入手可能かを確かめた後、大臣からインド省手形を購入することによってインドへの送金の需要に等しくさせるのである」(前掲書, 77ページ)。したがって、インド省手形に対する需要は、究極的にはロンドンにおいて決済されるインドの輸出貿易に依存するが、直接的には、植民地銀行がルビー圏において拡大していく金融業務の嵩によるものであった。図3・2は、イギリスーインド間の貿易・金融関係を示すものである。われわれは、ロンドン金融市場とアジアの為替を直結する媒介環がインドの税制と不可分に結びついていたインド省手形であった、という事情を理解しようとするとき、単に決済がロンドンに集中していた、という一般論よりも、このような形でしか結びつかなかった、という個別性の方を重要視すべきであると見なしている。が、このインド省手形をめぐる問題は余りにも重要であるので、われわれは稿をあらためて論じることにし

図3・2 19世紀後半のイギリス—インド金融関係



(注) —→ インド省手形  
 ----→ スターリング貨  
 ==> 輸出手形  
 ==-> ルピー貨

(出所) 木原行雄『印度金融制度の發展』、  
 東亞研究所、1942年、59ページ、よ  
 り転載。

たい。

インド省手形の介在を通じて入手したルピーをセイロンに輸送する時間を節約するには、上記のことにいま1つの手段を加味しなければならなかった。このシステムの本格的作動は19世紀末まで待たねばならなかったのであるが、基本形はすでに1870年代には現われていたので、先取り的にここで付言しておこう。これは、他ならぬインド管区銀行との取り引きであった。セイロンに関するかぎり、管区銀行とは the Bank of Madras のことである。この銀行は、1867年にコロombo支店を開設したが、管区銀行令で外国為替業務の取り扱いを禁止されていたので、セイロンでの業務は、もっぱらインド向け手形の発行・買入れに限定されていた。しかし、1862年に管区銀行の銀行券発行権が停止された見返りに<sup>12)</sup>、インド政府から国庫金を無利子で預託される優遇を受けた

12) 1861年の Act to Provide for a Government Paper Currency に基いてインド政府は紙幣発行を独占することになった。翌62年、管区銀行はこれまで認められていた銀行券の発行権を停止される。しかし、この法律を実質的に制定した人こそ初代インド財務長官 James Wilson

ことが飛躍のきっかけになっている。1876年にこの優遇措置は廃止されたが、しかし、政府の公債取り扱い、国庫金使用等の特権は維持しえたので、ルピー資金の保有高は他の植民地銀行の追随を許さぬものとなっていたのである（とはいえ、あくまでも相対的なもので、絶対的には資金不足であったのだが）。既述のように、セイロンの対インド貿易収支は大幅な赤字であったので、インド宛送金手形に対する需要が the Bank of Madras のもとに集中していた。すでにこの銀行は南インドおよびインド金融市場で卓越した地位にあったことから、在インド輸出商はセイロンの輸入商宛に手形を振り出して、代金取り立てを the Bank of Madras に依頼するのが常だったし、他方で、セイロンの輸入商の中には貿易決済用のインド宛銀行手形を求めて、ルピーを the Bank of Madras に払い込む者が多かった。したがって、the Bank of Madras のセイロン支店のもとには常に過剰なルピーが保有され、この銀行はこのルピー銀貨をインド本土に移転したがっていたのである。もし、セイロンの植民地銀行が、インドで入手しうるルピー・クレジットを the Bank of Madras に供与することさえできれば、前者の過剰なスターリングと後者の過剰なルピーとは相殺されるはずである。すなわち、セイロンの植民地銀行は他地域からルピーを入手する煩雑さを避けたまま、コロomboの地において調達できることになる。しかし、外国為替の取り扱いを禁止されていた管区銀行に直接ロンドン宛スターリング手形を売りつけるわけにはいかない<sup>13)</sup>。そして、the Bank of

\\であった(1860年に死亡している)。セイロンでは政府紙幣の廃止を決定した(1855年)当の本人が、わずか5年後になぜインドでは逆の決定をしたのか、Wilson の弁明がなく不明であるが、Das Gupta は次のように推測している。動機は2つあって、1つは、当時の銀行券が銀行の手許で完全に停滞し切っていたために、紙幣使用の習慣を民衆に強制すべく国家の機能に依ろうとしたこと。2つは、公債を市場から回収しようとしたこと、である。とくに、セポイの乱の鎮圧費4,000万<sup>1</sup>。がすべてインドの負担に帰せられ、1860年には1億<sup>1</sup>の累積公債が存在していた。Wilson が1860年早々に租税の増徴と同時に政府紙幣の発行に踏み切ったのは、インドの特殊性認識と、財政負担の軽減の手段と考えていたのであろうと思われる。Das Gupta, *Paper Currency in India*, 1927, pp. 34-7, 参照。

13) 1840年頃から管区銀行は外国為替取引引きとロンドンでの資金調達禁止の他、各種の業務制限が課せられていた。1862年にこの制限は一時緩和されたが、上記の2項目のみは緩和されなかった。そして、1876年の Presidency Banks Act により、以前よりも厳しい禁止条項が設定

Madras の手持ちのルピーと植民地銀行保有のスターリング手形が交換されるメカニズムこそ、上記のインド省手形だったのである。すなわち、ロンドンで購入したインド省手形（電信為替）を植民地銀行は直接に、あるいは他のルピー・クレジットに替えて the Bank of Madras に供与すればよい。後者は、前者に対して小額の手数料をとるだけで手持ちのルピー貨を前者に手渡すことになる。the Bank of Madras はセイロンで入手した大量のルピー貨をインドに輸送するコストを節約できるので、植民地銀行自身がインドからルピーを取り寄せるコストよりも安く後者にルピーを提供できたのである。このため、スターリングの持ち高を減らそうとするとき、植民地銀行は、自己の責任においてスターリング手形をロンドン市場で売って銀地金→ルピー貨調達→セイロンへの輸送、というルートを通じる手段をとるよりも、ますますインド省手形→the Bank of Madras, というルートに依存することになったのである。両者のこの連携がなければ、植民地銀行は絶えず大量のルピーをインドから輸入しなければならず、the Bank of Madras は逆に大量のルピーをインドに輸出しなければならなかったであろう<sup>14)</sup>。とはいえ、このシステムが真に軌道に乗るには、19世紀も末まで待たねばならなかった。それまでは、スターリング手形→インド省手形→ルピー貨→セイロン輸入のルートに圧倒的に依存せざるをえなかったのである。

以上、アジアで活動する植民地銀行のアキレス腱として銀調達の諸手段を概

された。たとえば(1)インドまたはセイロンを支払い地とするものでなければ、為替手形その他の流通証券の振り出し、割り引き、買入れ、売却を禁止する。(2)インド国外における資金借入れ、または預金の吸収を禁止する。(3)3ヵ月以上の期間の貸し出しを禁じる。(4)抵当その他の不動産担保貸し出しを禁止する。以上の禁止のもとに政府は独立に国庫金準備金庫を設置したが、Savkar はこの制度により、次のような矛盾が発生したと言う。「政府と金融市場との間に適切な接触がなく、政府が独立の国庫制度をもっているために、諸般の信用需要に応ずべき流動資本不足の弊害が強められた。同時に管区銀行は資金欠乏のさいもロンドンで借入れをなすことができなかった。その結果、インドの金利は著しく高まり、実業界を苦しめた」。Savkar, *Joint Stock Banking in India*, 1938, pp. 45-6, 参照。

14) セイロンの植民地銀行と the Bank of Madras との連携については、次の文献参照。B. R. Shenoy, *Ceylon Currency and Banking*, 1941, p. 153; *Report of the Indian Currency Committee*, 1893, Minutes of Evidence, Appendix II; Gunasera, *op. cit.*, pp. 79-81.

括的に扱ったが、これは、銀を調達することがこれらの銀行にとっていかに困難であったかを単純に述べたかったからだけではない。ロンドンの豊富な資金（スターリング）をアジアに流し込むことによって、アジアの生産と貿易とがロンドン金融市場に直結したと単純に表現される事態の裏に潜在的に存在する危険性、世界市場の信用網を破壊する可能性をもつアジアとヨーロッパとの間の亀裂、を浮き彫りにしたかったからである。これら銀行の最大の危険要因は、高率の利子、高配当によって誘発されたスターリング預金の増加が、これに対応したインド等のアジアにおける現金準備の増加をもたらさないことにあった。すなわち、まず第1に指摘されねばならないことは、これら銀行がパックス・ブリタニカの安定時代、しかも、銀の急速な下落がいまだなかった時代に急速に大きくなったこともあって、現金準備を保有するよりも預金集めを主力として考えていたことである。そしてこの預金は、できるだけ多くをロンドンで獲得するのが目的であった。いきおい、イギリスの他の銀行より高い利子を払うのであるが、これが、アジアでの競争が激しくなるにつれて、次第に Block Debt に手を出す誘因となってしまった。これに銀下落が加われば、スターリング建ての植民地銀行は致命的な打撃を受けることになる。第2は、手形の大部分はアジアで購入され、一方現金が手形の満期時かまたは再割り引きを通じてロンドンで受けとられるので、銀行は絶えずロンドンでは資金があり、アジアではもっと多くの手形を購入するための資金（具体的にはルビー資金）をもちたいと思っている。このためにこそインド省手形がロンドンで購入されるのであるが、しかし、重要な点は、ロンドンの預金者からのものであれ、手形の再割引業者からのものであれ、銀行の借り入れた貨幣（スターリング）でアジアの貿易金融が営まれていたことである。言うまでもなく、この貨幣とはアジアから遠く離れたロンドンの長期ではなく短期の資金で調達されたものであった。しかし、銀行がイギリスで短期決済の条件で貨幣を借り、それを大規模にアジアに投資しているかぎり、事態は常に深刻な危険性を内包するものであった。イギリスで返済を要求されても、インドからすぐさま貸付金の回収ができ

なかったからである。つまり、イギリスにおける資産と負債とが短期においてバランスし、アジアにおいてもやはり資産と負債とが短期においてバランスしておれば問題はないのであるが、ロンドンにおける短期資金→アジアへの貸し付けという流れは、これらのバランスを常に崩し易い構造にしていたのであった。銀調達に悩んでいた銀行は、アジアにおいてはほとんど現金準備を強化しえなかったのである。たとえ、インドにおける国内金融恐慌時にはロンドンから電信為替によって資金を取り寄せることができるとしても、その前にロンドン本店で預金の取り付け騒ぎが起こる可能性の方が強かったからである。にもかかわらず、銀行が手にする現金とはロンドンにおける短期負債に基く銀貨購入以外にはなかった。ケインズが警告していたような、これら銀行のロンドンにおける短期資産が負債に対して極めてわずかの比率でしかなかった<sup>15)</sup>という事態は、アジアで預金を集めることができなかったことの逆の反映でしかない。

このような危険性を熟知しているからこそ、植民地銀行はアジアにおいて長期の貸し付けを避けようとし、もっぱら外国為替業務に傾斜していたのであるが、とは言うものの、アジア内部における資金的プールと、中央銀行的な「最後の貸し手」、および割引市場といった金融制度の整備が進まぬかぎり、そしてまた、アジアで現地通貨の預金を集積できぬかぎり、ロンドンの短期負債への依存からは脱却できなかつたし、加えて、電信為替の発達がのちに見るように資金のロンドン固定を余儀なくさせ、ますますアジアにおける銀貨不足を深刻化させていったのである<sup>16)</sup>。

(この稿未完)

15) アジアの植民地銀行の営業基盤の脆弱性については、ケインズのインド管区銀行とインド為替銀行とのバランス・シート分析に基く指摘があるが、それは時代をさかのぼったわれわれの扱う局面についても、そのまま妥当している。ケインズ、前掲書、154、156-60、162、166ページ、参照。

16) the Agra and Masterman's Bank の倒産直後の1866年6月に、the Oriental Bank Corporation の提唱でアジアの植民地銀行間で、一覽後4か月を超える為替手形の売買には応じない、という取り決めがなされたことがある。蒸気船の周航による航路の時間的短縮が資金の長期固定を意味する6か月手形を不要にしている、というのがその根拠であった。しかし、新設された the Hong Kong and Shanghai Banking Corporation がこれを無視して、顧客に有利な長期ユーザンスを認めたために、この協定は実行に移されなかった、という。Mackenzie, *op. cit.*, pp. 64, 66, 参照